

最高裁秘書第3559号

令和元年7月12日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の理由により是正すべきと判断しましたので、通知します。

なお、是正後の開示の実施に関する事項は、別途通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁が、全国の家庭裁判所に対し、成年後見人の報酬は業務量で決めるべきなどと通知した文書

(2) 苦情の申出がされた日

平成31年4月17日付け（同月19日受付）

2 判断の理由

苦情の申出の内容及びその添付書面により、開示申出人が開示を求める司法行政文書の存在が明らかとなつたため。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）